

# 青森県報

第八百二十九号

令和六年  
十月二十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一

### 公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域企業支援課) ……一

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……三

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五

## 告 示

青森県告示第五百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社エイト	三沢市淋代六丁目一六の二六	訪問看護	三沢市松園町三丁目六の一六中野プラザ二〇六	令和六・二・一
氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	三沢市松園町三丁目六の一六中野プラザ二〇六	令和六・二・一
株式会社エイト	三沢市淋代六丁目一六の二六	訪問看護	三沢市松園町三丁目六の一六中野プラザ二〇六	令和六・二・一

青森県告示第五百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和六年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社エイト	三沢市淋代六丁目一六の二六	訪問看護	三沢市松園町三丁目六の一六中野プラザ二〇六	令和六・二・一
氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	三沢市松園町三丁目六の一六中野プラザ二〇六	令和六・二・一
株式会社エイト	三沢市淋代六丁目一六の二六	訪問看護	三沢市松園町三丁目六の一六中野プラザ二〇六	令和六・二・一

## 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
薬王堂青森蓬田店  
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一八五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社薬王堂  
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七  
代表取締役 西郷孝一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社薬王堂  
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七  
代表取締役 西郷孝一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
令和七年六月八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、〇九五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
八台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
3 荷さばき施設の位置及び面積  
六四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）  
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
三・四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設1

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設2

午後九時から翌午前六時まで

八 届出年月日

令和六年十月七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び蓬田村役場

2 期間

令和六年十月二十一日から令和七年二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、蓬田村役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年二月二十一日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由  
4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年十月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年十月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画（一括方式）

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢田ノ頭二七四の一
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢七引三二一の一
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢田ノ頭二九〇ほか一筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢渡向三六九の一
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢七引二八二ほか一筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢田ノ頭二六九

○農用地利用集積等促進計画（再配分）

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
兼平 隆行	弘前市	兼平 隆行	青森市浪岡大字長沼字南藤巻四六ほか一筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢田ノ頭二七二の一ほか五筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢黒岩五五六
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢黒岩五六八の二ほか一筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢田ノ頭二七九ほか二筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢渡向三八一の一
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢田ノ頭二七五
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢黒岩五六二ほか一筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢黒岩五五四の二ほか一筆
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢黒岩五五八の一
一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市	一般社団法人むつ市協野沢農業振興公社	むつ市協野沢黒岩五七二

選挙管理委員会

株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字内童子字飛民坂二 六ほか一筆
株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字下槻二六
小関 貴裕	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字雷電際二三 ほか二筆
阿部 広志	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字牧ノ下二 八の一
株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字内童子字乗平一
株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字内童子字飛民坂一 八
株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字内童子字飛民坂二 二ほか一筆
津川 大樹	青森市	黒石市大字竹鼻字北野田四一五ほか一 筆
太田 翔	黒石市	黒石市西ヶ丘二六四の一ほか一筆
小林 誠	南津軽郡田舎館村	黒石市大字東野添字長坂道北二八の一 の二ほか一筆
森田 格勝	三戸郡五戸町	三戸郡五戸町大字倉石又重字中崎八六 の一ほか一筆
株式会社スカイ フアーム安田	北津軽郡板柳町	北津軽郡板柳町大字三千石字里見五〇 の二ほか三筆
株式会社アグリヨ ネツカ	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一三 四〇
株式会社アグリヨ ネツカ	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字富野字千歳四四三 ほか五筆
株式会社アグリヨ ネツカ	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮五〇 の一ほか一五筆

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年十月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の 名称	氏代表 名者	氏会計責任 名者	主たる事務所 の所在地	届出 年月日
西崎修治後援会 (西崎 昭一)	西崎 昭一	八木 史	西津軽郡深浦町大 字舩作字清滝一 の一	令和 六・九・三
阿保はやと後援 会 (阿保 和明)	阿保 和明	八木橋 祐貴	南津軽郡田舎館村 大字畑中字上野七 七の四	六・九・一八
畑中ひろゆき後 援会 (畑中 宏之)	畑中 宏之	黒田 真之	十和田市西三番町 五の五〇	六・九・二五
ひらさわ一臣後 援会 (工藤 博利)	工藤 博利	大船 昭宏	西津軽郡深浦町大 字深浦字岡崎三七 の一八	六・九・二六
其田寿一後援会 連合会 (泉谷 満)	泉谷 満	松森 俊逸	五所川原市布屋町 四一の二〇	六・九・三〇

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和六年十月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項
自由民主党藤崎町支部 (石澤 貴幸)	新
代表者	石澤 貴幸
代表者	奈良 完治
令和 六・九・二〇	異 月 日 動

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項
滝沢求後援会 (奈良岡 修二)	新
代表者	滝沢 求
代表者	太田 正光
令和 六・九・一	異 月 日 動

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年十月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
永野範英後援会	中平 秀夫	令和六・八・三
上道二三男後援会	松川 金治郎	六・九・一
吉田みつる後援会	西崎 朋	六・九・一
そのた寿一後援会	影山 さくら	六・九・三〇

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭